

(別紙1)

対象企業名簿と施工体系図の提出について

この度、公共事業労務費調査にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

下記のとおり対象企業名簿と施工体系図の提出にご協力の方、お願い申し上げます。

対象企業名簿の作成にあたっては、配布資料「06_【様式】対象企業名簿（エクセル）」をご使用いただくか、国土交通省HPより対象企業名簿様式（excel形式）をダウンロードしてください。

名簿に記載する対象企業は、調査の対象月に工事に参加している（調査対象職種に該当する技能労働者が在籍する）全ての企業（2次以下の下請企業、一人親方、警備会社、直営作業がある元請企業も含む）となります。調査対象となる企業名等、必要事項をとりまとめの上、エクセル形式のまま作成・提出してください。

対象企業名簿に記載されている各企業のメールアドレスは、各企業がオンラインシステムにログインする際のIDとなりますので、オンライン調査の場合は必ずメールアドレスを記載いただくようお願い申し上げます。また、複数企業で同じメールアドレスが名簿に記載されるとアップロードできないため、必ずメールアドレスは重複しないようにご記載願います。

記

1. 調査の対象月、対象労働者について

対 象 月：令和7年10月

ただし、調査対象職種（下表）のうち、*で示されている38職種に該当する労働者で10月に調査対象工事に従事していない場合は、9月も対象月とします。（サンプル数を確保のため）

対象労働者：調査月において調査対象工事に従事した労働者です。

元請企業、下請企業（警備会社を含む）を問わず、調査対象職種（51職種）に該当する全ての労働者が対象です。

●調査対象職種(51 職種) *は38 職種を示す

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	12	* 塗装工	23	* 橋りょう塗装工	34	* 大工	45	* 建具工
02	普通作業員	13	* 溶接工	24	* 橋りょう世話役	35	* 左官	46	* ダクト工
03	軽作業員	14	運転手(特殊)	25	土木一般世話役	36	配管工	47	* 保温工
04	* 造園工	15	運転手(一般)	26	* 高級船員	37	* はつり工	48	* 建築ブロック工
05	* 法面工	16	* 潜かん工	27	* 普通船員	38	* 防水工	49	* 設備機械工
06	とび工	17	* 潜かん世話役	28	* 潜水土士	39	* 板金工	50	交通誘導警備員A
07	* 石工	18	* さく岩工	29	* 潜水連絡員	40	* タイル工	51	交通誘導警備員B
08	* ブロック工	19	* トンネル特殊工	30	* 潜水送気員	41	* サッシ工		
09	電工	20	* トンネル作業員	31	* 山林砂防工	42	* 屋根ふき工		
10	鉄筋工	21	* トンネル世話役	32	* 軌道工	43	* 内装工		
11	* 鉄骨工	22	* 橋りょう特殊工	33	型枠工	44	* ガラス工		

調査の対象とならない労働者：

以下の労働者は調査の対象となりません。

- ①調査対象職種（51 職種）に該当しない労働者
- ②会社の役員（ただし、役員分と労働者分を分離できる分は労働者分を対象とする）
- ③賃金と経費の分離ができない労働者
- ④現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請企業の主任技術者も含む）等）
- ⑤工事に直接携わらない労働者（事務員、営業員、給食担当者等）
- ⑥オペレーター付きクレーンリースの運転手
- ⑦アスベストの除去作業に従事している労働者
- ⑧外国人研修生・技能実習生
- ⑨見習い・手元等
- ⑩年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している労働者
- ⑪本調査によらず別途調査が行われている職種（橋りょうや機械設備等の工場製作に関わる労働者等）

2. 提出資料

- ①対象企業名簿 ←excel 形式で作成・提出してください。
- ②施工体系図（提出期日時点のもの） ←PDF 形式で提出してください。

対象企業名簿様式については、下記よりダウンロード可能です。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html

【ファイル命名規則】

- ① 対象企業名簿

（発注機関番号）_（労務費調査工事番号）_（元請会社名）.xlsx

※対象企業名簿 1 ファイルに記載できる社数は最大 60 社です。対象企業が 60 社を超える場合は、元請会社名の後に②、③等を付けて提出してください。

- ②施工体系図

（発注機関番号）_（労務費調査工事番号）_（元請会社名）.pdf

<ファイル名（例）>

 123_4567_株□□□工務店.xlsx

 123_4567_株□□□工務店.pdf

3. 提出期日

令和 7 年 10 月 6 日（月） 厳守

※対象企業名簿の作成にあたっては、『公共事業労務費調査の手引き』の下記を参照下さい。

- ・ P.4 「1. 公共事業労務費調査とは」
- ・ P.5～P.6 「2. 調査の手順」
- ・ P.14～P.16 「3. 調査対象労働者」
- ・ P.17～P.19 「4. 調査対象期間」

4. 提出方法

「03_協力依頼書（別紙）」記載の調査方法（オンライン調査 or 書面調査）を確認の上、該当する方の提出方法で提出してください。

①オンライン調査の場合

公共事業労務費調査オンラインシステムにアップロードしてください。

②書面調査の場合

以下にメールにより提出してください。

【建設物価調査会 大阪事務所】

メールアドレス：56kinkiroumuhi@kensetu-bukka.or.jp

TEL：06-4300-4770

（受付時間：平日（月～金） 9:30～11:30、13:00～17:00）

5. 問合せ先

下記、国土交通省HPに掲載されております。

【対象企業名簿、問合せ先 掲載先】

公共事業労務費調査（令和7年10月調査）のご案内

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html

（その他お願い事項）

※対象企業名簿には今年度の労務費調査の対象企業（2.の対象月に調査対象工事に従事した対象労働者が在席する企業）のみを記入するようにお願いします。

※各企業の調査票作成者連絡先は、電話での聞き取り調査の連絡先となりますので、対応できる担当者様の連絡先を記入いただくようにしてください。

※複数の工事において調査対象となり従事する労働者が重複する場合は、いずれかの工事のみに記入していただきます。その結果、提出が不要となる工事がある場合は、その旨をご連絡ください。（公共事業労務費調査の手引きを参照）

※元請企業の担当者様におかれましては、下請企業の調査票発送状況を進捗管理し、調査票等の提出期限を遵守するよう指導いただきますようお願いいたします。

※今年度はオンライン調査・書面調査を基本としておりますが、「オンライン調査から書面調査・会場調査」または「書面調査から会場調査への変更を希望される場合は、本名簿の提出により受付となりますので、元請企業の担当者様におかれましては、下請企業に対して忘れずに確認を行ってください。